

雇用保険と老齢厚生年金の併給調整 国民健康保険料（税）の軽減措置

についての**相談コーナー**を開設しています。

◆ 専門のアドバイザーによる個別相談です。お気軽にご利用ください。

◇ コーナー開設は毎週金曜日です。（都合により開設しない週がある場合があります。）

- 開設日：【6月】6月6日(金)・13日(金)・20日(金)・27日(金)
- 時 間：9:00～16:00
- 場 所：ハローワークやまがた(6月6日・20日・27日 2階相談室 6月13日 1階選考室)
- その他：事前申込不要。総合受付で予約も可能です。

①雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談

●どんな人が相談の対象になるの？

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給している方、または受給予定の方

●どんな相談が受けられるの？

65歳未満の方が雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の全部または一部が支給停止になります。

具体的にどのように年金の調整がされるのかについてご説明します。

●相談にはどんな書類が必要？

○身分証明書(「運転免許証」または「雇用保険受給資格者証」など)

○「年金証書」「ねんきん定期便」など、年金の額がわかる書類（お持ちの場合にご提示ください）

②国民健康保険料（税）の軽減措置の相談

●どんな人が相談の対象になるの？

倒産・解雇・雇止めにより離職し、国民健康保険に加入される方

●どんな相談が受けられるの？

倒産などで離職した方が、在職時と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料(税)を軽減する制度があります。軽減が受けられるかどうか、その手続き方法などの相談。

●相談にはどんな書類が必要？

○身分証明書(「運転免許証」または「雇用保険受給資格者証」など)

◆ 年金の正確な支給額、国民健康保険料(税)の正確な額の確認や各種手続きについて ◆

年金に関しては、お近くの年金事務所へ、国民健康保険に関しては、お住まいの市町村国民健康保険担当窓口へお問い合わせいただく必要があります。あらかじめご了承ください。

